

八街市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金チェックリスト

申請者氏名 _____

○詳細については、「八街市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金一申請の手引き一」をご覧ください。

【各設備共通】

1. 補助の要件

○申請者が居住する市内の住宅である。	はい・いいえ
○設備の導入（着工が）は令和6年4月1日以降である。	はい・いいえ
○申請者が設備等の導入費用を負担している。	はい・いいえ
○導入する設備等が未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は新車）である。	はい・いいえ
○申請者が八街市の住民基本台帳に記載されている。	はい・いいえ
○申請者が過年度の市税に未納がない。	はい・いいえ

※いいえが一個でもあれば、補助金は受けられません。

2. 申請・添付書類（宛名などが申請者本人と確認できること）

○交付申請書（様式第1号）	有・無
○概要書（様式第2号）	有・無
○補助対象経費の内訳が明記されている契約書等の写し	有・無
○貸与料金の算定根拠明細書（リースのみ）	(有・無)
○補助対象経費の領収書の写し（金額の内訳が必要な場合有り）	有・無
○設備の型式、能力等の使用が確認できるカタログ又は仕様書等の写し	有・無
○設備の配置図（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は保管場所の位置）	有・無
○設置状況を示す写真（メーカー名、型番、登録確認できるもの）（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は保管場所にて撮影した写真）（日付入り）	有・無

○住宅の位置図（現地確認用）	有・無
○未使用品であることを確認できる書類（メーカー発行の保証書、出荷証明書、日付入り出荷検査成績書、自動車検査証等）	有・無
○申請者が属する世帯全員の「住民票の写し」 （電気自動車・プラグインハイブリッド自動車については、申請者の住民票の写し） ※「住民票の写し」の写しは不可。 「住民票の写し」とは、市民課等で交付されるものを言います マイナンバーが表示されていないもの	有・無
○申請者が法人の場合は登記事項証明書（リースのみ）	（有・無）
○申請者の市税の滞納がないことを明らかにする書類 （交付申請書の納税確認同意にチェックした場合は不要） ※市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の納税証明書	（有・無） ・不要

3. 交付決定後

○請求書（様式第4号）と口座確認のための通帳等の写し （誤振込防止のため） ※補助金申請時に、申請書類とともに 提出することも可能です。	（有・無）
---	-------

【家庭用燃料電池シムテム（エネファーム）】

1. 補助要件の添付書類

○一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けていること及び 停電時自立運転機能の有無が確認できる書類。 【一般社団法人燃料電池普及促進協会HP（エネファームの機器登録リスト）】 http://fca-enefarm.org/registration_list.html ※上記法人のホームページ上で指定等を受けていることが確認できる箇所をプリントアウトしたもの等。	有・無
--	-----

※無しの場合は、申請書類をお預かりできません。

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

1. 補助の要件の添付書類

<p>○一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが確認できる書類。 【一般社団法人環境共創イニシアチブHP（蓄電システム登録済製品一覧）】 https://sii.or.jp/zeh/battery/search ※上記法人のホームページ上で登録を受けていることが確認できる箇所をプリントアウトしたもの等。</p>	有・無
<p>○太陽光発電設備が既設の場合は、売電明細又は電力需給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る）、太陽光発電設備が新設の場合は、接続契約のご案内、保証書又は特定契約締結に係る書類の写し。</p>	有・無

※無しの場合は、申請書類をお預かりできません。

【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】

1. 補助の要件の添付書類

<p>○国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることが確認できる書類。 【一般社団法人次世代自動車振興センターHP（補助対象車両一覧）】 http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html ※上記法人のホームページ上で補助対象とされていることが確認できる箇所をプリントアウトしたもの等。</p>	有・無
<p>○太陽光発電設備が既設の場合は、売電明細又は電力需給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る）、太陽光発電設備が新設の場合は、接続契約のご案内、保証書又は特定契約締結に係る書類の写し。</p>	有・無
<p>○発電した電気を電気自動車等に給電できることを確認する書類として、給電設備の保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真。</p>	有・無
<p>○V2H 充放電設備を設置していることを確認する書類として、V2H 充放電設備の保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真。</p>	有・無
<p>○電気自動車等が導入されていることを確認する書類として、自動車検査証の写し。自動車検査証が電子化されている場合は、代わりに自動車検査証記録事項の写し</p>	有・無

※無しの場合は、申請書類をお預かりできません。

【V2H 充放電設備】

1. 補助の要件の添付書類

○国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることが確認できる書類。 【一般社団法人次世代自動車振興センターHP（補助対象一覧）】 http://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html ※上記法人のホームページ上で登録を受けていることが確認できる箇所をプリントアウトしたもの等。	有・無
○太陽光発電設備が既設の場合は、売電明細又は電力需給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る）、太陽光発電設備が新設の場合は、接続契約のご案内、保証書又は特定契約締結に係る書類の写し。	有・無
○電気自動車等が導入されていることを確認する書類として、自動車検査証の写し。自動車検査証が電子化されている場合は、代わりに自動車検査証記録事項の写し	有・無
○国からの補助金の交付を受けている場合は、補助金額のわかる書類（交付決定通知書の写し等）	(有・無) (受けていない)

※無しの場合は、申請書類をお預かりできません。